



技適マークの確認の重要性

総務省 総合通信基盤局 電波環境課 認証推進室

たばた かすや
田畑 和也



1. はじめに

無線設備の技適（ぎてき）マークは、その無線設備が日本の電波法令で定められた技術基準の適合性について認証を受けていることを示す。無線設備の利用者においては、技適マークのない無線機器については「免許を受けられない／違法になる」おそれがあるので、機器を購入・使用する際には、技適マークがついていることを確認することが大切となる。無線通信が生活に浸透し重要性を増す技適マーク制度について、概要を説明する。

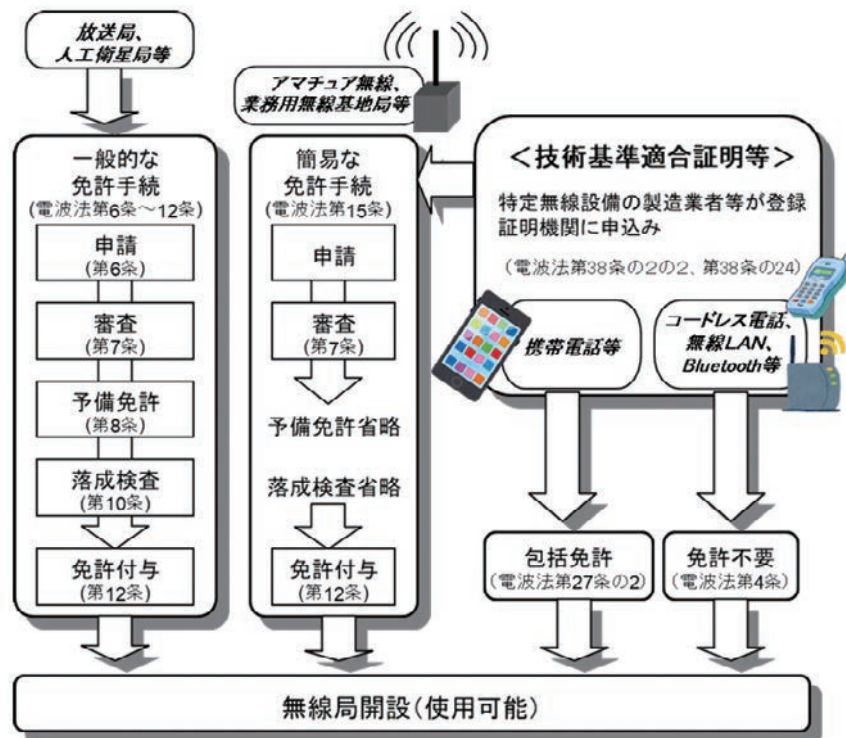
2. 技適マークの制度概要

無線通信の混信や妨害を防ぎ、また、有限希少な資源である電波の効率的な利用を確保するため、無線局の開設は、原則として免許制としており、当該無線局で使用する無線設備が技術基準に適合していることについて免許申請の申請の際に検査を行うこととしている。ただし、携帯電話等の小規模な無線局に使用するための無線局であって

総務省令で定めるものについては、使用者の利便性の観点から、事前に電波法令で定められた技術基準の適合性について認証を受け、技適マークが付されている場合には、免許申請時の検査の省略等、無線局開設のための手続について特例措置を受けることができる。

そのため、利用者において免許手続を行わずに無線設備を利用する場合は、無線設備に技適マークが付されている必要がある。

製品に付される技適マークの大部分は、工事設計認証により表示されるものである。無線設備のメーカー等が工事設計について認証機関に申請を行い、電波法令において規定する無線設備の発射する電波の周波数・空中線電力・不要発射などの技術基準適合性及び品質管理体制について審査を受け、認証されると認証機関から認証番号が通知される。認証番号を含む技適マークをメーカー等は出荷・販売する製品に表示することができる。



■図1. 技術基準適合証明等の特例措置



3. 技適マークの表示

技適マークは、製品本体の見やすい箇所への表示のほか、ディスプレイへの表示が可能である。なお、内耳イヤホンなどあまりにも小さいものなど表示を付することが困難又は不合理な場合は、当該無線設備の取扱説明書及び包装又は容器に表示することも可能である。

技適マークは、図2のとおりロゴ及び認証番号が含まれる。認証番号によって電波利用ホームページ*において検索すると認証を受けた無線設備の仕様等を確認することができる。

4. 無線設備の海外の認証

米国や欧州などの海外各国においても、その国の認証制度が存在する。

米国の無線設備の認証制度は、米国連邦通信委員会（FCC）が所管している。Wi-FiやBluetoothなど、電波を意図的に送信する機器（Intentional Radiators）については、FCCが定める技術基準を満たしているかを第三者機関（TCB）によって審査され、メーカー等がFCC IDを無線設備に表示する。

欧州においては、欧州連合（EU）の定める必須要求事項を満たすことを確認した上で、メーカー等がCEマークを無線設備及び包装に表示する。

諸外国の認証制度において適合性を検証する技術基準や必須要求事項は国ごとに異なり、日本の電波法令において定める技術基準とも異なる。そのため、諸外国の認証マークが表示されていても技適マークが表示されていない場合、日本国内においては、電波法令上、原則使用することができない点について注意が必要となる。なお、訪日観光客等が自ら持ち込む無線設備（携帯電話端末・BWA端末、無線LAN端末等）については、技適マークが付されていない機器であっても、電波法令により定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合に限り、日本国内での利用を可能としている。詳細は、以下URLにより確認することができる。

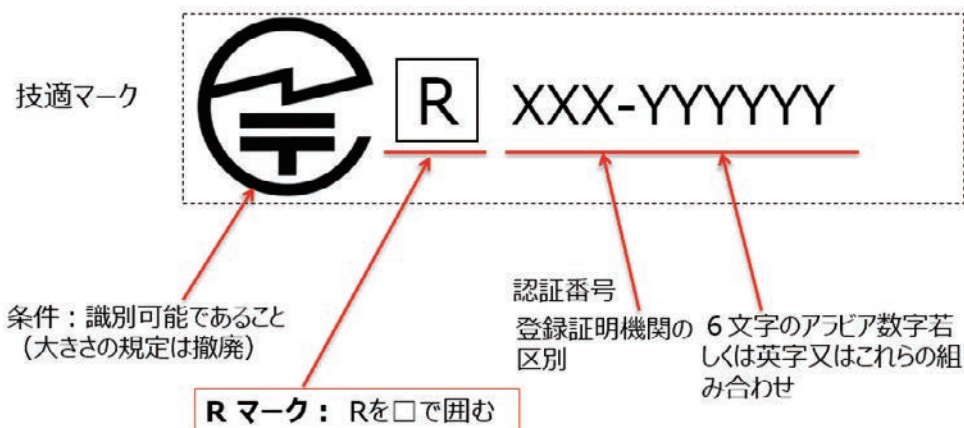
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

5. おわりに

電波利用の拡大が進む中で、電波法令により定める技術基準に適合しない外国規格等の無線機器のオンラインストア等での購入や海外からの持込みにより、他の無線局への混信・妨害を与える事例が発生している。

良好な電波利用環境を確保し、無線通信の混信や妨害を防ぐため、無線設備の技適マークを確認してからの購入・利用をよろしくお願ひしたい。

○ 技適マークには、認証番号が含まれ、原則、一つの認証工事設計ごとに一つの認証番号が定められる。



■図2. 工事設計認証における技適マーク

* <https://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>